

知っておきたい

政治活動に関する寄附制限の主なもの



政治資金規正法においては、政治活動の公明と公正を確保するため、寄附に関しても様々な規制が設けられています。

何人も、政治活動（※1）に関して、**公職の候補者**に対して**金銭・有価証券**による寄附をしてはならない。
また、何人も、**本人以外の名義**による寄附や、**匿名**による寄附（※2）をしてはならない。

※1 選挙運動は除く。但し、選挙運動に関して飲食物を提供することは禁止されている。

※2 街頭や一般公開の演説会・集会の会場で、政党に対してする、1,000円以下の寄附は除く。

会社・労働組合・職員団体・その他の団体（※3）は、**政党**（※4）**以外の者**に対しては、寄附をしてはならない。

※3 法人である与否とを問わず、各種の業界・宗教・文化・労働者・親睦のための団体を含むが、政治団体は除く。

※4 1以上の市町村や選挙区を単位として設けられる政党の支部は政党に含むが、それ以外の支部は含まない。

地方公共団体から補助金等（※5）を受けている会社・その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から**1年間**は、その地方公共団体の議員や長に係る**公職の候補者を推薦・支持・反対する政党**に対しては、寄附をしてはならない。

※5 負担金・利子補給金・その他給付金を含むが、試験研究・調査・災害復旧・その他性質上利益を伴わないものは除く。

3事業年度以上継続して欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまで、寄附をしてはならない。

個人が政党以外の政治団体や公職の候補者に対してする寄附は、**同一の者に対しては年間150万円**を超えてはならず、複数の者に対してであっても**総額で年間1,000万円**を超えてはならない。

また、**個人**が政党に対してする寄附は、**総額で年間2,000万円**を超えてはならない。

上記の他にも、会社・労働組合・職員団体・その他の団体が政党に対してする寄附の限度額、国から補助金等を受けている法人の寄附の制限、国や地方公共団体から資本金・基本金・その他これらに準ずるものの全部又は一部の**出資・拠出**を受けている会社・その他の法人の寄附の制限、**外国人や外国法人**等の寄附の制限など、**公職選挙法**や**政治資金規正法**において様々な規制がありますので、関係法令に抵触することのないよう十分に気をつけてください。

注：本資料中において記載する「政党」には、政党が指定する政治資金団体も含まれます。